

忘れていませんか？ 国保の届出

今まで勤めていた会社を退職し、健康保険がなくなってしまう方は**国保への加入**、または国民健康保険だった方が就職をし、会社等の健康保険に加入した場合は**国保からの脱退**が必要になります。

社や健康保険組合からの連絡はありませんので、必ず届出をしてください。
特に国保に加入する方は、しばらく期間をおいて届出をした場合でも、加入日と保険料は他の健康保険を喪失した

日までさかのぼりますのでご注意ください。
●同じ世帯のだれかに、左図のようなことがあてはまるときは、その都度必ず14日以内に届出をしてください。

● 国保年金課 2162

国保に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、他の市区町村の転出証明書
・会社の健康保険をやめたとき	印鑑、会社の健康保険をやめた証明書
・会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者からはずれた証明書
・子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
・生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
・会社の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と会社の健康保険の両方の保険証（保険証未交付のときは加入したことを証明するもの）
・会社の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証
・国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
・生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
・退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
・町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
・世帯主や氏名が変わったとき	
・世帯を分けたり、一緒にしたとき	
・保険証をなくしたときや汚して使えなくなったとき	印鑑、本人を証明できるもの（運転免許証、納税通知書等）

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成17年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時：11月22日(火)

13時～16時

場所：役場3階第3会議室

● 国保年金課 2164

- どんなとき？
- (1) 社会保険の本人または被扶養者になったとき
社会保険の保険証が手元に届いていない場合は、会社の担当者から資格証明書等を発行してもらってください。
 - (2) 伊奈町から他の市区町村に転出したとき
転出先の市区町村で、転入届を出した後に、国保加入の手続きをしてください。ほとんどの市区町村では、手続き後即時発行をしています。
 - (3) 交通事故および他人によるけがのとき

● 国保年金課 2162

注意
このようなときに、国民健康保険証を使ってしまった場合は、国保で医療機関に支払った本人負担3割以外の7割分の医療費を返還していただくことになります。これは、国保の保険証を使う資格がないにもかかわらず、使用してしまったことによるものです。

こんなとき

国保の保険証は使わないでください!!

けがの原因が交通事故や他人による場合（第三者行為といいますが）、その原因者に治療費の支払義務があります。どうしても健康保険証を使わざるを得ない場合は、事前に、なるべく早く保険年金課に届出をしてください。

- (4) 仕事中的けがのとき

仕事中的けがの場合は、労災が適用されます。会社の労災担当者に届出をしてください。

国民年金保険料

年末調整・確定申告時に

「社会保険料控除証明書」等の
添付や提示が義務付けられました

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、平成17年度分の所得の申告から、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務付けられました。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年度分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでしたが、**所得税法等の一部が改正されたことを受け、平成17年度分の所得の申告から証明書の添付等が義務付けられることとなりました。**

生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「**社会保険料（国民年金保険料）控除証**

明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容

本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など10月以降に本年初

めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として、平成17年度中に国民年金の保険料を納付した方全員に、この証明書が送付されることとなります。

年末調整または確定申告等の手続きの際は、必

10月31日から

「ねんきんダイヤル」が
始まりました

年金に関する電話での相談については、これまで年金電話相談センターまたは社会保険業務センター中央年金相談室の電話番号にお問い合わせいただきましたが、本年10月31日（月）からこれまで各

センターで使用していた電話番号を2つの全国共通番号に集約し、効率化を図るサービス（「ねんきんダイヤル」）が開始されました。全国どこからでも、次の番号におかけください。

ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

お問い合わせは、社会保険庁から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されているお問い合わせ先へお願いします。

○年金を受ける手続きなどの相談については、☎0570-051165
○年金をお受けになつていらっしゃる年金相談については、☎0570-0570-071165
受付時間は、いずれも8時30分～17時（土・日・祝日を除く）

次の電話番号は10月31日以降、利用を中止します。
・埼玉年金電話センターの電話番号…☎048-830-

1165 ↓ 中止

・社会保険業務センター中央年金相談室…☎03-3334-3131 ↓ 中止

・そのほか、全国の年金電話相談センターの電話番号

通話料金の負担については、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金のみでご利用いただけます。

ご利用にあたって

電話機の設定やPHSなど電話機の種類によってはご利用になれません。お手数ですが、他の電話機でおかけ直しいただくか、社会保険事務所をご利用ください。

国民年金および厚生年金の加入や保険料に関するお問い合わせは、引き続き、お近くの社会保険事務所へお願いいたします。

相談者の確認のために、次のような点をお尋ねする場合があります。

・相談者がご本人の場合
住所、氏名、生年月日、基礎年金番号など

・相談者がご家族の場合
前記のほか、ご家族の氏名、生年月日、基礎年金番号、ご本人との続柄、ご本人が直接相談できない理由など

☎ 大宮社会保険事務所
652-4711